

個 情 第 537 号  
老 発 0414 第 2 号  
平成 29 年 4 月 14 日

別 記 団 体 の 長 殿

個人情報保護委員会事務局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な  
取扱いのためのガイダンスについて (通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 12 月 24 日付け医政発第 1224001 号・薬食発第 1224002 号・老発第 1224002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添。以下「ガイドライン」という。)を作成し、その周知を図ってきたところです。

今般、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号。以下「改正個人情報保護法等」という。)が全面施行されることに伴い、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」を別紙のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、傘下会員に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、本ガイダンスは、改正個人情報保護法等の施行の日(平成 29 年 5 月 30 日)から適用することとし、ガイドラインは平成 29 年 5 月 29 日をもって廃止します。

(別記)

【個人情報保護委員会事務局長と厚生労働省老健局長との連名分】

- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 会長
- ・一般社団法人 全国特定施設事業者協議会 代表理事
- ・公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 会長
- ・公益財団法人 テクノエイド協会 理事長
- ・一般社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長
- ・一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 理事長
- ・一般社団法人 シルバーサービス振興会 理事長
- ・一般社団法人 日本介護支援専門員協会 会長
- ・公益社団法人 全国老人保健施設協会 会長
- ・一般社団法人 日本慢性期医療協会 会長
- ・公益社団法人 日本看護協会 会長
- ・公益財団法人 日本訪問看護財団 理事長
- ・一般社団法人 全国訪問看護事業協会 会長
- ・一般社団法人 全国デイ・ケア協会 会長
- ・一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会 会長
- ・一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会 会長
- ・一般社団法人 日本言語聴覚士協会 会長
- ・一般社団法人 日本作業療法士協会 会長
- ・公益社団法人 日本理学療法士協会 会長
- ・高齢者住まい事業者団体連合会 会長
- ・公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 理事長
- ・一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会 会長
- ・一般社団法人 高齢者住宅推進機構 代表理事

(別紙)

個 情 第 5 3 4 号  
医 政 発 0 4 1 4 第 6 号  
薬 生 発 0 4 1 4 第 1 号  
老 発 0 4 1 4 第 1 号  
平 成 2 9 年 4 月 1 4 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

個人情報保護委員会事務局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な  
取扱いのためのガイダンスについて (通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 12 月 24 日付け医政発第 1224001 号・薬食発第 1224002 号・老発第 1224002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添。以下「ガイドライン」という。)を作成し、その周知を図ってきたところです。

今般、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号。以下「改正個人情報保護法等」という。)が全面施行されることに伴い、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を別添のとおり定めましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

また、貴管内の保健所設置市、特別区等に対しても、併せて周知願います。

なお、本ガイダンスは、改正個人情報保護法等の施行の日(平成 29 年 5 月 30 日)から適用することとし、ガイドラインは平成 29 年 5 月 29 日をもって廃止します。